

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 『持続化給付金』の申請受付開始

新型コロナウイルス感染症に立ち向かい、国民の生活やライフラインを支えていただいているトラック・バス事業者の皆さまに、心より感謝いたします。感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者を支援するため、『持続化給付金』の申請受付が開始されましたので、ぜひ参考にしてください。

給付要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
3. 法人の場合は、①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または、②左記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者

給付額*



法人
200万円



個人事業者
100万円

今後情報が更新される場合があります。
詳しくは

🔍 持続化給付金

※**昨年1年間の売上からの減少分を上限として支給。**

売上減少分の計算方法: 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12カ月)

2020年4月現在

各省庁からの情報および支援策などについて
詳しくは

🔍 全ト協 トラック事業者 支援策

持続化給付金に関するご相談は
持続化給付金事業コールセンター

0120-115-570 [IP電話専用回線]03-6831-0613

8:30~19:00 (5月・6月は毎日、7月から12月は土曜日を除く)